

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 規 則

ページ

- 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則【都市ブランド創造局スポーツ部スポーツ振興課】 2
- 北九州市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則【都市ブランド創造局スポーツ部スポーツ振興課】 3

### ◇ 告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による指定医療機関の指定【保健福祉局健康医療部疾病対策課】 4
- 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による指定医療機関からの辞退の届出【保健福祉局健康医療部疾病対策課】 5
- 指定納付受託者の指定【政策局総務部総務課】 6

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 8 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 3 3 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の冷暖房設備の体育館の項中

的場池体育館	体育室	専用	30分又はその端数ごとに 2, 270円 (冷暖房設備の2分の1以下を使用するときは1, 135円)	を
--------	-----	----	---	---

八幡東体育館	専用		30分又はその端数ごとに 1, 490円 (冷暖房設備の2分の1以下を使用するときは745円)	に
的場池体育館	体育室	専用	30分又はその端数ごとに 2, 270円 (冷暖房設備の2分の1以下を使用するときは1, 135円)	

改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

令和 8 年 6 月 8 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 3 4 号

北九州市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市スポーツ施設条例施行規則（平成 2 0 年北九州市規則第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の冷暖房設備の専用の項中

	小会議室	3 0 分又はその端数ごとに 5 0 円	を
--	------	----------------------	---

	小会議室	3 0 分又はその端数ごとに 5 0 円	に、
新門司体育館	体育館	3 0 分又はその端数ごとに 1, 3 3 0 円 (冷暖房設備の 2 分の 1 以下を使用するときは 6 6 5 円)	

小倉南体育館	体育館	3 0 分又はその端数ごとに 1, 4 0 0 円 (冷暖房設備の 2 分の 1 以下を使用するときは 7 0 0 円)	を
--------	-----	---	---

小倉南体育館	体育館	3 0 分又はその端数ごとに 1, 4 0 0 円 (冷暖房設備の 2 分の 1 以下を使用するときは 7 0 0 円)	に
曽根体育館	体育館	3 0 分又はその端数ごとに 1, 5 9 0 円 (冷暖房設備の 2 分の 1 以下を使用するときは 7 9 5 円)	

改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市告示第 256 号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 14 条第 1 項の規定により指定医療機関の指定をしたので、同法第 24 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 8 日

北九州市長 武 内 和 久

1 医科

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
医療法人祐愛会戸畑皮膚科クリニック	北九州市戸畑区汐井町 1 番 1 号	令和 8 年 5 月 1 日
門司港皮ふ科クリニック	北九州市門司区清滝四丁目 2 番 7 号	令和 8 年 5 月 1 日

2 薬局

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
サンキュー薬局門司駅前店	北九州市門司区中町 1 番 3 2 号	令和 8 年 5 月 1 日
ステラ薬局	北九州市小倉南区徳力六丁目 1 1 番 1 号 2 F	令和 8 年 5 月 1 日
ほしぞら薬局	北九州市小倉南区徳力四丁目 1 5 番 5 号	令和 8 年 5 月 1 日

3 訪問看護ステーション

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーション コラボ Labo	北九州市八幡西区丸尾町 3 番 1 - 101 号	令和 8 年 5 月 1 日

北九州市告示第 257 号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 20 条の規定により指定医療機関から辞退の届出があったので、同法第 24 条第 3 号の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 8 日

北九州市長 武 内 和 久

薬局

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	辞退年月日
岡本薬局	北九州市八幡西区三ヶ森三丁目 10 番 22 号	令和 8 年 4 月 3 日
サンキュー薬局小倉愛宕店	北九州市小倉北区愛宕二丁目 2 番 13 号 103 号松本ビル 1 階	令和 8 年 3 月 31 日

北九州市告示第258号

ふるさと北九州市応援寄附金の納付について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定による指定納付受託者を指定したので、北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第24条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年6月8日

北九州市長 武内和久

指 定 代 理 納 付 者		指 定 期 間
名 称	住 所	
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
株式会社トラストバンク	東京都品川区上大崎三丁目1番1号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
株式会社さとふる	東京都中央区京橋二丁目2番1号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
九州カード株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
アマゾンジャパン合同会社	東京都目黒区下目黒一丁目8番1号	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで